

各位

【スタンダードコース】

ファルクラム 第68回 租税法研究会



～法人税法 22 条 2 項の「収益」・二重課税該当性～

今回の第 1 部では、いわゆる日産事件を取り上げます。事業再編の際の株式消却に伴う払戻超過額の取扱いが争われた本件においては、法人税法 22 条 2 項の「別段の定め」である同法 61 条の 2 第 1 項にいう「譲渡対価の額」の意義が争われました。「収益の額」ないし「譲渡対価の額」について、私法上違法なものも含まれるのか、また、当事者の合意が影響を及ぼし得るのかなどについて検討を加えてみましょう。第 2 部では、相続税とみなし配当課税の二重課税問題に係る事例を取り上げます。いわゆる長崎年金二重課税事件以来、相続税と所得税の二重課税に関する事案が増加傾向にある中、グループディスカッションを通じて重要論点を整理します。

◆日時：2018年6月9日(土) 13:30～16:00

◆参加費：一般 30,000円(ファルクラム会員無料※1事務所2名まで)

◆お試し参加：無料(※1事務所につき1回のみ無料でご参加いただけます。)

◆会場：虎ノ門NNビル 2階会議室

(東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル2階/地下鉄虎ノ門駅4番出口徒歩3分)

★本研究会は研修細則2条(7)の「その他の研修」として18時間まで税理士会への申請が可能です。

なお、必ずしも認定を保證するものではないことをご了承ください。

講師：ファルクラム代表理事 中央大学商学部教授 酒井 克彦

【内容】

●第 1 部：子会社株式の消却に伴う払戻超過額の法人税法 22 条 2 項の「収益」該当性と払戻金と適正な対価の額との差額の寄附金該当性—東京高裁平成 26 年 6 月 12 日判決—

●第 2 部：相続税課税とみなし配当課税の二重課税該当性が争われた事例—大阪高裁平成 28 年 1 月 12 日判決—

その他、グループ討議によるディスカッションを実施します。

◆主催：一般社団法人ファルクラム

(HPをご覧ください <http://fulcrumtax.net/>)

所在地：〒185-0033 国分寺市内藤 1-25-1 B号

【次回のご案内】

ファルクラム第 69 回租税法研究会

◆日時：7/14(土) 16:30～18:00

◆会場：虎ノ門 NNビル 2階 会議室

◆お申込方法 以下の必要事項をご記入の上、FAXにてご返信ください。

ご芳名		事務所名	
ご住所	会員の方はご芳名・TEL・参加者名のみの記載で結構です。		
TEL		FAX	
E-mail		お試し参加希望	<input type="checkbox"/> (√チェック)
参加者名			

お問い合わせ：一般社団法人ファルクラム (E-mail: jimu@fulcrum.info) 042-806-9843 (9～17時) 土日祝除く



お申込みFAX番号:042-806-9844(随時受付)

<送信前にFAX番号を再度、ご確認ください。>

研究員(会員事務所)募集 (DVD 会員・YouTube 会員の募集)

租税法研究会とは：

租税法研究会は、いわば大学院のゼミのようなスタイルで、会員と講師(酒井克彦教授)により行われる裁判例を素材にした発表を基に、会員と講師を交えてディスカッションをしながら、実務家としてどう考え、対処すべきかという視点で理論的・実務的に検討を行う研究会です。条文・判例の読み方、法律的主張の構成を学び、リーガルマインドの養成を図ります。(初回登録料 5 万円、月会費 1.5 万円)

会員特典(一部のご紹介)：

- ★租税法研究会の無料参加(年 8 回開催)
- ★公開セミナーの無料参加(昨年 3 回開催)
- ★毎月 1 回の学習用講義 DVD(酒井克彦教授のオリジナル講義 DVD。40～60 分程度)
- ★租税法研究会欠席時の DVD 無料送付

通信ファルクラム制度のご紹介：

★租税法研究会・学習用講義を DVD 又は YouTube で受講する制度です。詳細については事務局までお問い合わせください。

(DVD 会員：初回登録料 5 万円、月会費 1.5 万円、YouTube 会員：初回登録料 1 万円、月会費 1 万円)